

# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2005. 1.10発行〈通巻第345号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



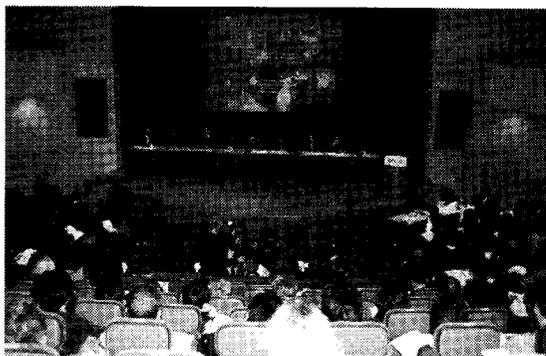
- 2004年世界アスベスト東京会議レポート  
Together for the future 広がるアスベスト廃止の輪 ..... 2  
世界アスベスト会議に参加して 古川和子 ..... 5
- 全国一斉労災職業病無料電話相談 ..... 7
- 労災保険Q&A その21  
通勤災害認定の社会常識化はどんどん進む?  
複数就業者、単身赴任者で保護範囲を拡大 ..... 9
- 韓国からのニュース ..... 15
- 前線から(ニュース) ..... 17  
元造船工の胸膜中皮腫に業務上認定 大阪/リオスベラ  
労災損賠請求和解解決 大阪

12月の新聞記事から/19  
表紙/世界アスベスト会議での写真展に展示された  
元国鉄職員の立谷勇さんご家族のポートレート(撮影:今井明氏)

# 2004年世界アスベスト東京会議レポート

## Together for the future

### 広がるアスベスト廃止の輪



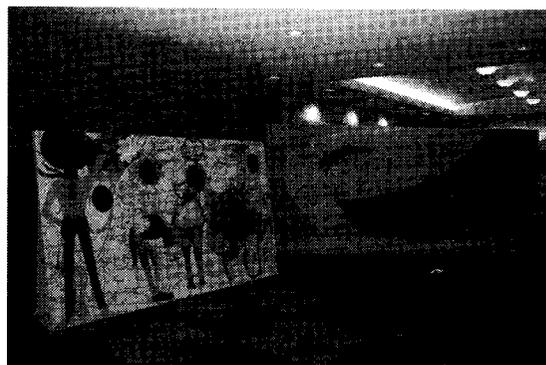
全体会議場：壇上には発表者がならぶ

2004年11月19日、東京に約40か国・地域から約800人が集い、記念すべき2度目のアスベスト世界会議が開催された。第1回はブラジルのオザスコ市で2000年9月に開催され、アスベストという課題に世界的な関心を集め、文字通り世界規模でのアスベスト禁止の動きへの追い風となった。今回の東京会議では、さらに参加者が増え、しかもアジアでのアスベスト禁止の動きの重要な鍵を握る日本で開催されたことは、おおいに意義があった。会議には、アスベストの産出国、アスベスト製品の生産国、使用国、とさまざまな段階でアスベストに関わる国から、被災者、労働者、弁護士、市民、専門家、労組、NGO団体、行政関係者、関連団体が参加した。そして、アスベスト問題の現状が、被災者の立場から、医

師から、環境問題の視点から、労働組合から、国際的な視点から報告され、まるでそれら一つ一つがパズルのワンピースで、会議全体で世界的な動向を示すパノラマ風景を形作るようだった。

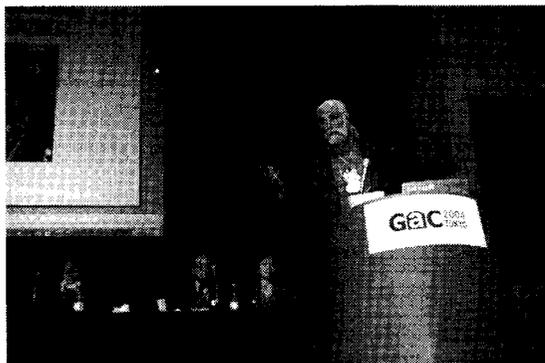
全体会議では、1日目、「アスベストの地球的健康影響：緊急行動の必要性」「環境暴露・危機管理・リスクコミュニケーション」「被災者・家族のエンパワーメント」2日目、「医学的側面：アスベスト関連疾患の診断・治療等」「アスベスト被害に対する補償」「既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄」最終日「多国籍企業・海外移転」「アスベストのない世界・明日への戦略」のテーマでセッションが行われた。

1996年にフランスがアスベスト禁止



会場入り口に設けられたデコレーションが笑顔でお出迎え：観光地などによくあったなつかしの顔出しボード(?)と写真も撮れる

を導入すると、産出国のカナダが、禁止は自由貿易に反するとしてWTO（世界貿易機関）に提訴したが、WTOは人の生命や健康を守るために認められている例外規定に該当しているため違反にはならないとして、カナダの申立を退けた。これにより、世界的なアスベスト禁止の動きが加速され、99年にはEUがアスベスト全面禁止とし、イギリスなどがすでに導入している。チリ・アルゼンチン・オーストラリアなども続き、そういった流れの中、2004年10月より日本でようやくアスベスト製品の製造、輸入、使用などを禁止とする改正労働安全衛生法が施行された。これらの国々から禁止導入への経験や世界的なアスベスト禁止への戦略が発表される一方、南アフリカやインド、パキスタンなどでアスベストを採掘する労働者や子どもを含む周辺住民など多数の人々が何の対策もなくアスベストに暴露している状況と、補償、支援の問題について報告された。また、アスベスト産業は禁止が導入された国からターゲットを移し、主にアジアの国々、中国、タイ、ベトナムなどではアスベストの使用量が増加、アスベ



カナダのケベック・アスベスト被災者協会の発表者



「被災者・家族のエンパワーメント」のセッションで、発表者として前に並ぶ「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」のメンバー：左から宇野林薫さん、大森華恵子さん、斉藤美恵さん、古川和子さん

ト産業に従事する多国籍企業が移転しているという新たな問題も提議された。

そして、専門家によるアスベスト関連疾患についての報告、医学的な分析や治療法などについても重要な報告があり、労働組合、被災者団体などから被災者救済の取り組みも紹介された。

「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」は3日間の会議中、会場で「中皮腫・アスベスト（石綿）ホットライン」を行い、関西労働者安全センターも協力した。ホットラインには、計94件の相談が寄せられた。その多くは、アスベスト含有建材についてで、自宅や、職場、学校など身近な建物への不安もあった。悪性胸膜中皮腫の患者からの相談などもあり、関西からの相談について、引き続き対応することになった。

各国からの参加者は、会議だけでなくその合間や懇親会で、活発に交流し、アスベスト関連の団体や被災者やその家族、専門家同士で、経験を話し合い、意見を交換し、議論しあった。とりわけ、「アスベスト疾患・患者と家族の会」の展示ブースでは、被災者や



ワークショップ会場の様子：最年少の参加者（10ヶ月）?!

アスベスト疾患で家族を失った者同士が出会い、和やかに語り合い、励ましあう姿があり、会議参加者に、国を超えて集う意義を実感させてくれた。

会場では、会議だけにとどまらず、写真展、ビジュアルメッセージ展といった文化的・芸術的な手段でのアスベスト問題へのアプローチも披露され、一層すばらしい催しとなった。

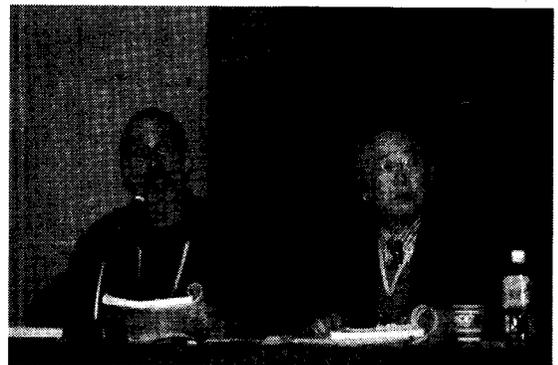
「静かな時限爆弾＝アスベスト：被災者からのメッセージ」と題されて展示されたのは、昨年4月に大阪で国際会議のプレバント集会を行った際にも一部を展示させてもらった今井明カメラマンの写真である。彼の写真は、被災者たちの一瞬の笑顔をつかえながら、その後ろにある苦悩や人生の重みを感じさせた。ビジュアルメッセージ展には、アスベスト問題をテーマとした絵画、ポスターなどが出展され、優れた作品に参加者が投票するコンクールも開かれた。社会的重要なテーマと結びつくことで、アート作品もより一層のすばらしさを発揮したように思う。（今井さんの写真とコンクール最優秀作品は、ホームページで見ることがで

きる：<http://park3.wakwak.com/gac2004/index.htm>

日本国内でアスベスト問題に少しずつ一般市民の関心も集まり始めており、会場にはテレビ局や新聞記者の取材する姿も見られた。

日本はアスベストが全面禁止になったとはいえ、多くの課題を抱えている。禁止となるアスベスト建材を10種類に限ったこと、すでに生産済みのアスベスト製品の使用を認めていることなど禁止が不完全であること、また過去の遺産として建築物に残っているアスベストの除去問題、これから増加が予想されるアスベスト関連疾患などがそうである。そして、禁止によってアスベスト関連工場が海外移転し、アジアの諸国にアスベスト問題を広げようとしているという現実も、非常に重要である。こういった状況の中、日本でアスベスト問題に関心が広がり、とりくむ市民や団体が増えることは、国際的にも大変な意義があり、われわれ参加者、アスベスト問題に取り組む者の更なる努力が必要とされるだろう。

最終日、2004年世界アスベスト東京



世界会議の組織委員会委員長を勤めた天明佳さんと国際委員バリー・キャッスルマンさん（アメリカ）

会議は、開催地にちなんで名づけられた「東京宣言」を公表し終了した。「東京宣言」では、会議参加者は、アスベスト・リスクを根絶するため、①禁止、②労働者及び一般の



ブラジルで労働安全衛生監督官として弾圧を受けながらアスベスト問題に取り組んだ功績で「田尻賞」を受賞したフェルナンダ・ギアナージさん（中央）、左は国際委員ローリー・カザンアレンさん（イギリス）と右は同アニー・デボモニさん（フランス）

人々の保護、③安全な代替品の追求、④情報交換、⑤公正移行及び開発途上国への移転防止、⑥補償及び治療、⑦人々の協力、の項目において行動し変化を起こす、と決意した。



最後は会場総立ちの拍手で閉会

## 世界アスベスト会議に参加して

古川 和子（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会）

昨年11月19日から3日間、東京の早稲田大学・国際会議場で行われた会議に参加した。会議では、患者と家族の会のコー



展示ブースで訪れる人たちに笑顔でプレゼントをわたすメンバー（左から一宮さん、片山さん、大森さん）

ナーを設けて全国にいる患者と家族の会の会員さんの協力の元に

①患者と家族の会が誕生するまでの流れ（写真と解説）

②患者と家族の写真（患者本人や家族の思い出の写真などを拝借）

③全国の会員さんが折ってくれた色とりどりの「千羽鶴」

などの展示を行った。

さらに世界各地から参加している外国の方々には、折鶴（30羽づつ）と「おし花のポストカード」、和服の布で作ったかわいい巾着をプレゼントした。

日本的であり、手作り感覚のプレゼントは外国からの参加者には大変に好評であったと思う。中には「折り鶴」の折り方を教わりたいたう人もいて、患者の中村さんが指導していた。患者と家族の会からは全国から23名の方が出席し、関西からの参加者は、中村さんご夫妻と立谷さん親娘、吉崎和美さん（吉崎さんの娘さん）、Sさん・Hさんのご子息、そして看護の岡田さん、古川だった。中でも吉崎和美さんは通訳ボランティアとして活躍していただいた。

全体会議では世話人の8名が発表を行い、患者としての苦しみを訴える生の声は会場にいる人々の涙を誘った。また、会議中にも



鶴の折り方を教える患者の中村寛さん（左）まして実り多かったのは夜の「懇親会」であった。初日のウェルカムパーティー、2日目の懇親会では各国の参加者と通訳の方を介しての会話が楽しめたことは貴重な経験であったと感謝している。

世界各地からのアスベスト被害の状況を聞く機会に恵まれて大変勉強になると共に、昨年10月から一応の全面禁止がなされても、まだ終わってはいないアスベスト問題に真剣に取り組まなければならないと改めて感じた。

「皆さんと一緒に次回の世界会議にも参加できるように、メール便（現在の仕事）を頑張ってお金貯めるからね」と目を輝かせていた福井の家族の方が目に浮かぶ。



懇親会で海外からの参加者らと（左端が古川さん）

## ノンアスベスト社会の到来へ —暮らしの中のキラダストをなくすために



著者：石綿対策全国連絡会議 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編  
発行：かもがわ出版  
（アスベストのすべて）の巻末に収録  
ISBN 4-87527-111-0  
定価 1,260円

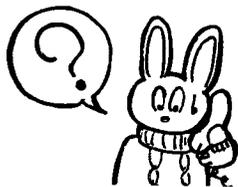
著者：石綿対策全国連絡会議 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編  
発行：かもがわ出版  
(<http://www.kamogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)

体裁：A5判 112頁 定価：1,260円（本体価格1,200円）

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境ばくろ・職業性ばくろの可能性がります。ぜひ、一読を。

定価1260円を1200円（送料別）で。お申し込みは、氏名・団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター [koshc2000@yahoo.co.jp](mailto:koshc2000@yahoo.co.jp)、またはFAX 06-6942-0278へ <http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html#noasbestbook>

# 全国一斉 労災職業病無料電話相談 2004. 12



全国安全センター参加の各地域センターによる一斉ホットライン（フリーダイヤル0120-631202）が、12月10-11日を中心に実施された。

新潟から沖縄まで20ヶ所で受けた件数は85件、報道され方による件数のばらつきはみられたが、いつも通り真剣で深刻な相談が目立った。内容は、労災適用、労災隠し、過労死、筋骨格系疾患、メンタルヘルス、

アスベスト関連など多岐にわたった。今年、沖縄労働安全衛生センター (<http://www.rengo-okinawa.jp/index.html>) が初めて参加したことが特筆される。

当センターは24件と比較的件数が多かったが、これは12月6日毎日新聞夕刊に掲載された記事といっしょに電話相談案内を掲載してもらえたおかげで、ハツリじん肺、アスベスト関係の相談が過半数を占

## 「隠れじん肺、12人判明」

### コンクリート労働 5人の労災認定

沖繩在住者

コンクリートなどを削る建設労働に携わった沖縄県在住者が、仕事でじん肺になりながら、事実上放置されている実態が、大阪市のじん肺患者と支援団体の調査で分かった。これまでに計12人がじん肺と判明。うち9人（遺族を含む）が支援団体の協力で労災請求し、死亡者3人を含む計5人が認定され、治療費や遺族補償などの補償を受けられるようになった。ほとんどの人が大阪での作業経験があり、支えていたのは「はつり労働者の支援団体」であった。隠れ労災は氷山の一角だ。全国の関係職種で肺の病気になった人は相談してほしいと呼びかけている。

削り機などを使って建物の解体現場でアスファルトなどを砕く作業は「はつり」と呼ばれる。支援団体「関西労働者安全センター」（大阪市中央区）は、相談業務を通じて沖縄県の未認定患者の存在を知り、一昨年度から患者団体と調査をしてきた。

その結果、那覇市や離島の要國島などに住む12人が、じん肺や難聴など「はつり労働」に伴う病気になりながら、労災認定はおろか、健康管理も行われていないことが分かった。また、今回認定された患者の中には、重症のアスベスト肺やじん肺が原因の肺がんで死亡したとみられる人がおり、米軍施設などでアス

人（遺族を含む）が支援団体の協力で労災請求し、企業などをほ、じん肺法によって、はつり労働者のじん肺検診を義務付けられている。しかし沖縄労働局は、今回判明した患者より以前の状況についての作業経験があり、支えていたのは「はつり労働者の支援団体」であった。隠れ労災は氷山の一角だ。全国の関係職種で肺の病気になった人は相談してほしいと呼びかけている。

削り機などをを使って建物の解体現場でアスファルトなどを砕く作業は「はつり」と呼ばれる。支援団体「関西労働者安全センター」（大阪市中央区）は、相談業務を通じて沖縄県の未認定患者の存在を知り、一昨年度から患者団体と調査をしてきた。

その結果、那覇市や離島の要國島などに住む12人が、じん肺や難聴など「はつり労働」に伴う病気になりながら、労災認定はおろか、健康管理も行われていないことが分かった。また、今回認定された患者の中には、重症のアスベスト肺やじん肺が原因の肺がんで死亡したとみられる人がおり、米軍施設などでアス

も隠れている。

企業などをほ、じん肺法によって、はつり労働者のじん肺検診を義務付けられている。しかし沖縄労働局は、今回判明した患者より以前の状況についての作業経験があり、支えていたのは「はつり労働者の支援団体」であった。隠れ労災は氷山の一角だ。全国の関係職種で肺の病気になった人は相談してほしいと呼びかけている。

削り機などをを使って建物の解体現場でアスファルトなどを砕く作業は「はつり」と呼ばれる。支援団体「関西労働者安全センター」（大阪市中央区）は、相談業務を通じて沖縄県の未認定患者の存在を知り、一昨年度から患者団体と調査をしてきた。

その結果、那覇市や離島の要國島などに住む12人が、じん肺や難聴など「はつり労働」に伴う病気になりながら、労災認定はおろか、健康管理も行われていないことが分かった。また、今回認定された患者の中には、重症のアスベスト肺やじん肺が原因の肺がんで死亡したとみられる人がおり、米軍施設などでアス

【大島秀利】

◇10、11日に無料電話相談 関西労働者安全センターなど（10、11日午後17時〜21時）「全国労災職業病なんでも無料相談」（フリーダイヤル0120・631202）を行う。中皮腫（ちゅうひしゅ）、じん肺、過労、メンタルヘルス、労災隠しなどの相談に応じる。

2004年12月6日毎日新聞夕刊

めた。

元ハツリ労働関係者からは7件、アスベスト関係5件、その他のじん肺関係2件、これら以外が10件(うつ病、心身症、頭部腫瘍、公災制度適用、喘息アレルギーなど)だった。

今回のハツリ労働関連相談者には沖縄関係者はおらず、ハツリじん肺患者が法的制度から疎外されている実態が一般的であることを垣間見るものとなった。

また行政担当者、労働保険事務組合などが「労災にならない」と誤った対応をして救済が妨害されたたり、時効で一部の請求権が消滅した事案もみられた。

現在、各相談への対応を順次進めつつある。

#### 【相談事例から】

##### ■じん肺肺ガンで死亡したハツリ作業者

大阪府下で約40年間、一人親方・事業主として作業に従事して昨年死亡。相談後の調査で十分な労災保険特別加入歴があることがわかり、労災請求準備中。

##### ■入院中の元ハツリ労働者

約40年間、大阪市内のハツリ業者のもとで作業に従事し、1993年にじん肺健康管理手帳を取得、当時、管理3口の管理区分決定を受けた。毎年じん肺健診を受診していたが、近年、大陰影がみられるようになり昨年の健診では呼吸機能の著しい低下が確認された矢先に気胸を発症し、近所の総合病院に入院していた。電話相談後、病院にて面談、最終粉じん作業事業者の証明を得て労災請求した。

##### ■じん肺死亡とみられるハツリ労働者

長期の作業歴ののち離職、近年呼吸機能が著しく異常となり近所の病院を受診したところ「肺線維症」とされ在宅酸素療法をはじめたが急激に悪化し死亡した。相談後、死亡時の総合病院(岸和田市内)の主治医に面談し、労災請求への協力を要請。主治医は入院時からじん肺を確認していたとのこと。労災請求準備中。

##### ■在宅酸素療法中の元はつり労働者

一人親方的な就労を続けてきたがこの1年で急激に呼吸機能が低下し、通院治療中。面談時の聞き取り後、松浦診療所受診して高度のじん肺を確認し、管理区分申請、労災請求を準備中。

##### ■胸膜中皮腫で死亡した電気工

長年、電気工として働いたが、近年、事業者として特別加入していた。労働保険事務組合に労災適用の相談をしたが「無理」と回答されていた。遺族と面談後、労災請求したが時効にかかった部分があった。

##### ■肺ガンで手術を受け、療養中の元保温工

大阪府下を中心に40年以上保温工事に従事、2年前に肺ガンを発症し、一部切除手術を受け、以後、療養休業を続けている。それ以前には結核の既往もある。最寄りの労基署に労災適用の相談をしたが適用は無理と言われた。特別加入歴が足りないと言われたようである。面談したところ、労働者としてのアスベスト曝露期間が十分あることが明かであるので、労災請求することとした。



# 労災保険 Q君 & A氏



## その21：通勤災害認定の社会常識化はどんどん進む？ 複数就業者、単身赴任者で保護範囲を拡大

### 次期通常国会で労災保険法を改正

A氏：通勤災害の範囲がいよいよ広がることになったね。

Q君：まえに話題にしていた、「そんな殺生なァ～」という不支給処分が少しは減るっということですね。

A： 昨年末に労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の結論がまとまり、審議会として厚生労働大臣に制度改正が妥当と建議したらしい。内容は、複数就業者の事業場間移動と単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間移動を通勤災害として労災保険の給付対象とするというもの。

Q： 複数就業者っていうのは、午前中はコンビニでアルバイトして、午後は別の会社の工場で仕事をする人だとか、4つの大学を掛け持ちする非常勤講師の事業場間移動が通勤災害となるっということですよ。

A： そうなんだ。これまではまず最初に働くA社への出勤途上と後で働くB社からの退勤途上しか認めなかったんだね。なぜなら労災保険法には「通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、

合理的な経路及び方法により往復すること  
をいい・・・」(労災保険法第7条第2項)  
となっていてあくまで「住居」と「就業の  
場所」に限られている以上、「就業の場所」  
どおしの間が保護対象になるはずがないわ  
けでね。

Q： ですよ。だからこんどの制度改正と  
いうのは、法律の改正があるということに  
なるわけですね。

A： 次の通常国会に法律改正案が出る見込  
みだそうだよ。

### 事業場間移動中の行動は、 「逸脱・中断」の範囲を制限

Q： しかし2か所で仕事をする人が、その  
事業場間の移動の間を何もしないですんな  
り移動するとも限らないと思うんですけど  
ね。たとえば、大学の非常勤の講師が朝一  
番の講義をA大学で行い、それが10時半  
に終わって、次のB大学の講義は午後3時  
からだったとしたらどうしますかね。

A： まあ、他に用事がなかったら家までわ  
ざわざ帰るのもなんだから、図書館あたり  
で調べ物したりして時間を過ごし、昼ご飯

を食べて早めにB大学へ行くか。

Q： そんなに時間が空くことがはじめから分かっているんですから、なんか他の用事を作っているのが普通じゃないんですかね。

A： 「労災保険制度の在り方に関する研究会」での資料ではこんなのがでてよ。

## 二重就職者の事業場間の移動中の行動について

1 二重就職者の事業場間の移動中の行動の実態「二重就職者に係る通勤災害保護制度創設のための調査研究報告書」（平成13年1月 三和総合研究所）

○ 勤務地間の移動中に食事等、移動以外のことを行うことがある者 41.0%

○ 勤務地間の移動中に移動以外のことを行うことがある者を対象に、具体的に何をすることが最も多いかを聞いた結果

・ 食事	60.0%
・ 日用品の購入	14.2%
・ ショッピング	13.3%
・ 喫茶飲酒	5.0%
・ 映画・パチンコ	3.3%
・ 診療治療	0.8%
・ 趣味活動	0.0%
・ その他	2.5%

## 2 論点

### (1) 事業場間を直行する場合

→ 第一事業場の終業時刻と第二事業場の始業時刻がかけ離れている場合、どちらかの事業場に長時間滞在（＝就業との関連性の問題）

### (2) 事業場間を直行しない場合

→ 逸脱・中断の特例的取扱いの範囲の問題

## 3 二重就職者の事業場間移動について特別に考慮すべき点

### (1) 就業との関連性について

#### 【現行】

運動部の練習に参加する等の目的で、例えば、午後の遅番の出勤者であるにもかかわらず朝から住居を出る等、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合には、当該行為は、むしろ当該業務以外の目的のために行われるものと考えられるので、就業との関連性はないと認められる。

また、業務の終了後、事業施設内で、囲碁、麻雀、サークル活動、労働組合の会合に出席した後に帰宅するような場合には、社会通念上、就業と帰宅との直接的関連性を失わせると認められるほど長時間となるような場合には、就業との関連性が失われる。

#### 【考慮すべき事項】

事業場間の移動の場合、第一事業場の終業時刻と第二事業場の始業時刻とが大きくかけ離れている場合もあると考えられ、そのような場合には、第一事業場から第二事業場間を直行する限りは、いずれかの事業場において終業後又は始業前に長時間滞在することが不可避となるので、単に長時間滞在したことのみをもって、就業との関連性が失われると評価することは不合理であると考えられる。

#### 【対応の方向性（案）】

第一事業場の終業時刻とかけ離れた時刻に出発したこと又は第二事業場の始業時刻とかけ離れた時刻に到着する見込みであった

こののみをもっては、就業との関連性は失われないと解することとする。

## (2) 逸脱・中断の特例的取扱いの範囲の問題

### 【現行】

逸脱・中断が「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」である場合は逸脱・中断の間を除き「通勤」とされる。

食事については、独身者が食堂に食事に立ち寄る場合は該当するものとされ、妻帯者で通常自宅で夕食をとっており、通勤所要時間が短いような場合については該当しないものとされている。

### 【考慮すべき事項】

事業場間移動の場合、時間帯によっては移動途中で食事をとらなければならない場合

があるものと考えられ、移動途中で食事をとることの必要性については、独身者と妻帯者で扱いを変えることに合理性はないと考えられる。

事業場間の移動の途中で「ショッピング」「喫茶飲酒」「映画・パチンコ」等を行っている者は少数であること等を踏まえると、これらを逸脱・中断の特例的取扱いの範囲に含めることについては、住居と事業場の移動の場合との均衡を失うことを正当化するだけの合理的な説明は難しいのではないかと考えられる。

### 【対応の方向性（案）】

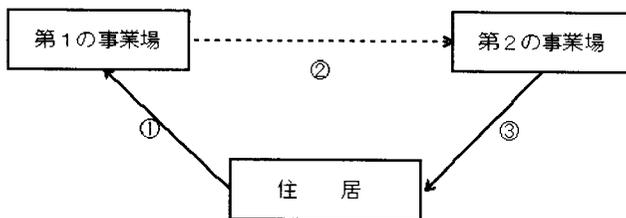
基本的には、現在の逸脱・中断の特例的取扱いの範囲を踏襲しつつ、事業場間の移動中の食事については、独身者と妻帯者を問わず「日常生活上必要な行為」として取り扱うこととする。

また、住居と事業場間の移動の場合も含め、逸脱・中断の特例的取扱いの範囲等については引き続き検討を行う。

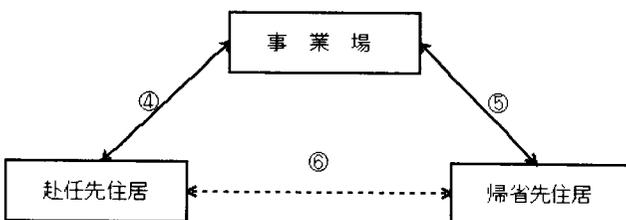
### 他の通勤災害認定基準にも影響が及ぶか

Q：なるほど食事なんていうのは、帰宅途中の場合、独身者なら中断とみなされず、妻帯者なら中断になるなんていう現行の基準は、少なくとも事業場間移動の場合に当てはまるはずがないですね。

#### 1. 二重就職者の場合



#### 2. 単身赴任者の場合



現行の通勤災害保護制度の対象・・・①、③、④、⑤

現行の通勤災害保護制度の対象外・・・②、⑥

A： もともと「妻帯者」なら家に飯が待っていて当然なんていう判断自身もいかげん時代錯誤だと思うけど、この対策の方向性を見るとかなり常識的といってよいのではないかな。

Q： かけ離れた時間の出退勤についても、時間だけでみるのはダメと言ってるのもいいですね。

A： この面でいうと、厚生労働省の行政解釈で出ている例で、翌日の積雪を予想し、前日の夜のうちに出勤しておこうとした場合が通勤災害と認められなかった例など見直さなければ整合性に欠けることになるだろうね。

Q： ああ、そうですね。そうするとこういう判断基準が適用されるとすると、他の通勤災害認定基準にも大きく影響してくることになるんじゃないですかね。

A： でも「基本的には、現在の逸脱・中断の特例的取扱いの範囲を踏襲しつつ・・・」としていることからみると、これを契機に全面的に中断逸脱の範囲を狭めてということではないのだろうけれど、議論のネタはいろいろ出てくるだろう。

Q： で、そもそもどちらの労災保険で処理するかっていうことですけど。

A： 研究会の報告書にはこう書いてある。  
「第一の事業場から第二の事業場への移動を通勤災害保護制度の保護の対象とする場合、当該移動中に発生した災害についていずれの事業場の保険関係により処理をすべきかについての検討が必要となる。

この場合、第一の事業場で就業を終えた労働者は、本来、自宅へ帰る、買い物に

行く等様々な行動を選択できるはずであるが、第二の事業場で就業しなければならないために、第一の事業場から第二の事業場への移動を余儀なくされるのであるから、当該移動は第一の事業場での就業を終えたことにより生ずるという性質よりも、第二の事業場での就業のために生ずるという性質が強いものと考えられる。

したがって、第一の事業場から第二の事業場への移動は、第二の事業場での労務の提供に不可欠であるからこそ保護されるととらえることが適当であり、当該移動中の災害については、第二の事業場の保険関係により処理することが適当であると考えられる。」

要するに次に仕事に行くところの労災保険ということで処理するっていうんだね。

### 単身赴任者の通勤災害も 常識的な範囲に拡大

Q： 単身赴任者の方は、大阪から東京に赴任していて、土曜日の朝赴任先のアパートを出て帰省先の自宅に帰り、日曜日の夕方自宅を出て夜遅く赴任先のアパートに帰るというのも、今度からは両方とも通勤災害の一つとして認められることになるというわけですね。

A： 研究会の議論でも出ていたけれど、月曜日からの仕事に、横着して早朝に自宅を出て直接会社へ出勤するのを通勤と認めて、翌月曜日の朝は余裕を持って出勤するために、前の晩からちゃんとアパートに戻るのを認めないというのは何とも矛盾する話だったから、これはまた当然といえば当

然だけどもね。

Q： でも、ちょっと前までは帰省先の自宅のうち認めるのは、通勤が現実的に可能な距離であるという条件だったのに比べれば、えらく大きく変わったもんですね。

A： 報告書はこう言っている。

「赴任先住居と帰省先住居との移動を通勤災害保護制度の対象とする場合、どの範囲の移動を業務に関連性のある移動として保護の対象とするかが問題となる。

赴任先住居から帰省先住居への移動については、

- (1) 勤務日当日又はその翌日に移動が行われることが大半であるとともに、赴任先住居では、帰省の準備や家事等日常生活に必要な最小限度の行為を行って出発していることが多いという実態があること
- (2) 業務終了時間や交通事情等により当日の移動ができない場合もあること
- (3) 現行制度において、直接事業場から帰省先住居へ向かう場合は通勤災害保護制度の対象としていること

から、勤務日当日又はその翌日に行われる赴任先住居から帰省先住居への移動は、原則として通勤災害保護制度の対象とすることが適当である。

また、帰省先住居から赴任先住居への移動については、

- (1) 勤務日当日又はその前日に移動が行われることが大半であり、特に前日に移動が行われることが多いという実態があること
- (2) 単身赴任者の帰省先住居・赴任先住居間の移動時間は2時間以上かかる場合が大半であることからすれば、勤務日の前日に

赴任先住居に戻り翌日の勤務に備えるという行為には合理性があると考えられること

(3) 現行制度において直接帰省先住居から事業場へ向かう場合は通勤災害保護制度の対象としていること

から、勤務日当日又はその前日に行われる帰省先住居から赴任先住居への移動は、原則として通勤災害保護制度の対象とすることが適当である。

ただし、急な天候の変化により交通機関が運行停止になるといった外的要因等により勤務日当日又はその翌日に赴任先住居から帰省先住居へ移動することができない場合や勤務日当日又はその前日に帰省先住居から赴任先住居へ移動できない場合等については、例外的な取扱いを検討することが必要であると考えられる。」

Q： 相当に現実的な判断基準とってよいんじゃないですかね。

## 二重就業者の給付基礎日額は問題多く積み残し

Q： 前にも議論してましたが二重就業者の給付基礎日額の問題がありましたね。研究会はその人の実際の収入に見合ったものにすべきだという方向でまとめつつあったように思います。

A： それがなかなかうまく行かないみたいだね。健康保険の傷病手当金など前から実際の標準報酬月額合計が基準になっているというのに、労災保険ではなかなかそうはいかないね。

Q： 労災保険ではなにか障害になってるんですかね。

A： 第一に労災保険というのは「この人の労災保険」というわけじゃないから一々この人は二重就業者かどうかなんてことを確定するわけにはいかないしね。

Q： 健康保険はどうなってんでしたっけ。

A： 健康保険の場合は、二つの事業所で被保険者となるべき理由があれば、両方で被保険者となり、実際の適用は一方を選択する手続が決まっている。労災保険というのはそういうものではないからね。

Q： でも労災保険でも、実際の事故が発生したときにそういう扱いにすればいいだけの話ではないんですか。

A： それはそうなんだけれど、もう一つの災害とは関係がないはずの事業場に「ついてはいくら賃金を支払ってたか出して欲しい」と頼むなんてのは今まででは考えられなかったことだからね。

Q： 他の問題というのは？

A： 前も話したメリット制じゃないか。もし、その人の実際の収入分の休業補償を支払い、その額をメリット制にまるまる反映させると、事業主はいわれのない負担を被ることになるよね。だからそのようなことのないようにするというのだけれど、それではその負担は誰がかぶるのか。

Q： 全事業主か、それともその業種の事業主か、はたまた他にかぶってくれるところがあるのかどうか。

A： 意外にこの問題の解決は難しいと思うよ。保険率の設定に関する検討会も開かれていたが、結局メリット制そのものは有効でさらに強化すべきなどという方向性になっているけれど、労災保険制度を運営す

るうえである意味障害物になっていると言ってもいいんじゃないかな。

Q： 結局、今回の労災保険制度改正ではどういう扱いになるんでしょう。

A： 建議では結論を示しておらず、「引き続き検討を行うことが適当である。」ということになっているね。それから研究会の報告では、引き続き検討すべき課題として「逸脱・中断」を社会の変化に伴い「特例的取扱いの考え方及び具体的範囲」について引き続き検討すべきとなっている。具体的な対応策として、

(1) 逸脱・中断から元の経路に復して以降は逸脱・中断の事由を問わず通勤として保護する

(2) 特例的取扱いの対象を日常生活上必要な行為以外にも広げる

(3) 日常生活上必要な行為として省令に追加して定める

を示し、いずれにせよ拡大方向での検をめぐしているということだね。

### 通勤災害の範囲拡大に つながる一種の大改正か

Q： 今回の複数就業者と単身赴任者についての範囲拡大は、これからの通勤災害保護制度のうごきに大きくつながるということですよ。

A： そうだとおもうね。だいたい行政解釈を示す通達文書の例示に「大道の手相見、人相見に立寄って極く短時間手相や人相をみてもらう」だとか「ピヤホール」に「キャバレー」なんて言葉が出てくるような古さはいいい加減に変更しないとね。

## 韓国からのニュース

### ■都市鉄道機関士の恐慌障害に労災一部認定／労組「不承認3人納得できない」…… 公団「業務連関性が証明できない」

恐慌障害と適応障害などで苦しんでいるソウル都市鉄道労組乗務本部機関士7人が、去年1月に勤労福祉公団に申請していた労災療養申請の結果、4人が承認された。これについて労組は3人が承認されなかったことは納得できないとして、勤労福祉公団東部支社で占拠籠城をするなど反撥している。

先月31日、勤労福祉公団はソウル都市鉄道公社の機関士である金某さんなど7人が申請していた労災療養申請に対する審査を行った結果、金さんを含めて4人に対して死傷事故など業務による発病を認定した。一方李某さんなど3人に対しては、業務によって発生した精神疾患という点を認めることができないとした。

これに対し都市鉄道公社労組乗務本部の10人余りが公団のパン・ヨンソク理事長との面談と、3人に対する不承認理由公開などを要求し、3日から公団東部支社で占拠籠城を始めた。

チョン・フンジョン労組乗務本部長は「去年4人が恐慌障害などによる職業病を認められたのに続いて、今回一度に4人が認められたことは注目に値するが、3人が認められなかったのは納得できない」と話した。チョン本部長は「公団は今回労災認定を受けた4人は死傷事故を直接経験し、他の者は死傷事故の経験がないという理由で否認定にしたと話しているが、去年職業病と認められた4人の場合、いずれも死傷事故の経験がない」と主張した。

チョン本部長は「死傷事故の経験がないとしても労災の承認をしないのは、地下での1人乗務による孤立感から出てくる作業環境など、実質的な疾患要因を無視するもの」と話した。

これについて公団関係者は「承認を受けた4人の場合、死傷事故を経験したという点が決定的に作用したが、それだけで承認の可否を決めたのではない」と言い、「諮問医師協議会の診断の結果、残り3人は業務による疾患という証拠を確認できなかった」と説明した。

一方、都市鉄道労組は、去年の自主診断の結果、84人に対する恐慌障害などの精神疾患の判定を受け、今年に公社レベルで機関士全員に対する健康検診を控えている。

(キム・ハクテ記者 taec@labortoday.co.kr  
2005-01-04 午前9:11: 入力 毎日労働ニュース)

### ■7年ぶりに記憶を取り戻して「療養給付」／業務上災害で退職した60代男性、 年金通知を見て会社を確認

業務上の災害にあった後、記憶力と知能が減退して自分が通った会社の名前さえ忘れた人が、7年ぶりに会社の名前が分かるようになって、少し遅れたが療養給付を受けられるようになった。

衣類製造業者であるS社で働いていた李某(61)さんが倒れたのは1995年8月。中国の現地合作生産工場で不良品問題で担当者とけんかをし、興奮したあげく倒れた彼は、当時10日間中国の脳血栓専門病院で入院治療を受けた後に国内に後送された。しかし既に会社の名前や担当業務を

区分することができない位に記憶力と知能が減退した状態で、会社からも退社させられた。続けた病院治療と療養生活でも病状はよくなり、1999年からは車椅子に頼って通院治療しなければならない状況まで至った。そんな林さんが勤労福祉公団に療養申請を出すことができるようになったの2002年6月。事故が起こってから7年余りも経っていた。国民年金管理公団から「年金を受領しなさい」と言う通知を受けて、林さんは自分がS社で働いていたという事実が分かるようになったのだ。

しかし勤労福祉公団は「業務上の因果関係を認める根拠がなく、産災保険給与を請求することができる消滅時効3年が既に過ぎた」として療養給付の支給を拒否した。

ソウル行政法院行政3単独イ・ヒョドゥ判事が7日、林さんが勤労福祉公団を相手に出した療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を出したことが明らかになった。

裁判部は判決文で「業務上災害による疾病が続いている場合、療養給与を申請した日から逆算して3年以内の部分と、これから発生する部分に対する療養給付請求権は、消滅時効の進行が中断される」とし「林さんが療養給与を申請した2002年6月から逆算して3年以内である1999年6月以後の治療費に対する療養給付を支給しなければならない」とした。

(ハンギョレ新聞 05-01-07)

翻訳：中村猛

#### 神奈川労災職業病センターのニュースから

##### ■厚木労働基準監督署が事業所の火事による負傷ケースを労災不支給に！

タイからの労働者ティワコンさんは、神奈川県愛川町の有限会社武内研磨に雇用され就労していた。工場は山間部に位置しており、周囲に人家はほとんどない。社長からタイ人の同僚2人とともに工場が使われなくなった建物に住むように言われ、そこで生活しながら働いた。ところが、2003年2月28日午前2時ごろ、工場2階で火事が発生し、ティワコンさんは「顔面・両手熱傷」を負い、同僚の一人は亡くなった。

その後、タイ王国大使館の労働担当官事務所の職員が労災請求を手伝うが、事業主は「雇用主として非があったことになる」と協力せず、同年8月、神奈川労災職業病センターの支援でようやく労災請求した。しかし、2004年6月、厚木労働基準監督署は不支給決定を出した。不支給の理由

は、「事業の必要上設置されたのではなく、共同性や管理性もないので、寄宿舎に当たらない」として「業務上であることと寄宿舎であることは、必ず対応している」ということだった。たしかに寄宿舎の基準を満たしていないが、労基法の寄宿舎の範囲を定めた通達は、労災になるかについての認定基準ではない。ちなみに、個別事例では、2003年6月に川崎市の弁当やで火災が発生し、4階に住み込んでいた労働者が亡くなるなどしたが、労災認定されている。そこは寄宿舎ではないと監督官がはっきり言っている。つまり、事業付属寄宿舎であれば当然労災適用されるが、寄宿舎でなくても事業に付属していれば労災になる。

タイ大使館の仲介で、帰国したティワコンさんと連絡を取り、ただちに神奈川労災保険審査官に審査請求を行った。更に移住労働者支援に取り組む市民団体とセンター会員・関連団体と連名で本省および審査官へ要請書と意見書を提出した。

# 前線から

## 元造船工の胸膜中皮腫に 業務上認定

大阪

1952年から1962年まで日立造船桜島工場（大阪市此花区）に在職したKさんは、在職中のアスベスト曝露が原因とみられる悪性胸膜中皮腫を2002年に発症し、左肺摘出手術、抗がん剤治療も及ばず昨年7月他界された。67歳だった。

Kさん夫妻と知り合ったのは、兵庫医大でKさんと同室の患者さんから紹介されたのがきっかけだった。病床を尋ねたときは病状が悪化していて詳しい話はきけなかったが、在職中は船内艙装もやったことがあるということがわかった。Kさんはまもなくお亡くなりになったのだが残された奥

さんの悲しみはとても深かった。

労災請求をすることになったが、発症時からすでに2年以上が経過していたので、すぐに休業補償請求を最寄りの西野田労基署に提出し受理してもらった上で、職歴、最終アスベスト曝露歴などの調査、医療機関への対応を進めた。

社会保険事務所から入手した「厚生年金保険被保険者期間回答書」から日立造船在職期間が判明した。回答書に記載された各会社におけるアスベスト曝露可能性について調査したが曝露情報はあがってこなかった一方で、日立造船からは「艙装関係に就労してい

て、曝露の可能性があった」ので事業主証明を行うとの回答があった。

日立造船によれば、Kさんは約3年の見習工を経て、造船部艙装係薄鉄工として約3年、同係罫書工仕上げ工として約4年、以後は原図工として勤務したあと退職していた。

この作業は、排気ダクトなどの取り付け作業や船舶内装品などの取り付け位置を決める罫書き作業で直接の石綿取り扱い作業かどうかは不明だが、現場では石綿を壁、天井、ダクト等に取り付ける作業や切断加工作業は輻輳していて、間接的な曝露を受ける可能性はあり、マスクは着用していなかった、ということだった。

12月に業務上疾病として労災支給決定があった。Kさんは今、家族の会に参加されているが、会員同士の交流にずいぶん励まされたということである。



# リオスベラ労災損賠請求 和解解決

大阪

滋賀在住のイタリア人リオス・ベラさんの労災損害賠償裁判控訴審の和解が昨年11月16日成立した。本誌04年7月号でも報告したが、リオス・ベラさんは鋼板切断装置で右薬指を切断し障害等級12級となり、損害賠償裁判を提訴し、大津地裁で本人の過失ゼロの勝訴判決を勝ち取っ

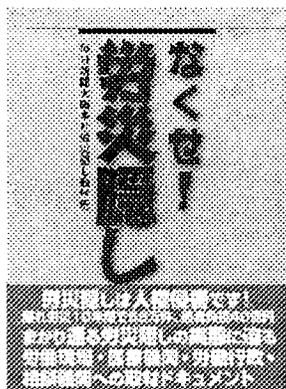
た。被告側が控訴し、大阪高裁で控訴審が行われたが、当然ながら始まって間もなく裁判官は和解協議に入った。ところが会社側が経営不振で廃業したので、話は会社側がいくらなら支払えるかということになった。負債も多く抱えているということで、一審判決の半額程度となったが、それ

でも和解で一定の損害賠償を得ることができた。会社側は支払い能力がないのを理由にかなりの減額を要求していたが、最後はリオス・ベラさんのき然とした態度で、ある程度の補償額を勝ち取ることができた。リオス・ベラさんは、本件労災事故の後、別の仕事についてが再度労働災害にあい、腰椎椎間板ヘルニアを発症して療養が長引いており、補償が入ればその助けにもなると思われる。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円
- 申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://www.jca.apc.org/joshrc/



## なくせ！ 労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班  
発行 アットワークス  
(<http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html>)

定価 1575円

定価1575円を1450円(税 送料込み)でお売りできます。  
申し込みは氏名 団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/  
メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター  
koshc2000@yahoo.co.jp、またはFAX06-6942-0278へ

<http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html>

# 12月の新聞記事から

12/4 午前5時25分ごろ、横浜市西区の国道1号で、新聞配達員のバイクが、乗用車と接触、転倒し、配達員は間もなく死亡した。

12/6 午前11時30分ごろ、千葉県松戸市の宅地開発現場で、ショベルカーから土砂がこぼれ落ち、穴の中で作業をしていたとび職1人が生き埋めになり窒息死した。

東京都北区で今年9月、ビル改修工事中にガス爆発が起き、作業員3人が死亡するなどした事故で、警視庁は松井建設の作業所長を業務上過失致死傷容疑で逮捕、下請け建設会社社員も同容疑で東京地検に書類送検。

はつり建設労働に携わった沖縄県在住者が、仕事でじん肺になりながら、事実上放置されている実態が、大阪市のじん肺患者と支援団体の調査で分かった。これまでに計12人がじん肺と判明し、うち9人が労災請求し、死亡者3人を含む計5人が認定された。

京都労働局によると、11月末で京都府内の台風23号被災による事業所閉鎖や休業は4件、解雇や休職は26人、死亡や負傷の労災補償請求は7件だった。

労働基準監督署が立ち入り調査した病院の約7割が、原則週1回の基準を超えて医師に宿直させるなど労働基準法に違反していたことが、厚生労働省の調査で分かった。

12/7 午前10時40分ごろ、北海道小樽市の札幌自動車道下りの若竹トンネル内で、トラックが停車中のクレーン車に接触し、作業員2人が作業台から転落し1人が死亡、他に2人軽傷。

12/9 午後3時半ごろ、兵庫県尼崎市、ガスタンク検査・修理業「大淀高圧」で、タンクの検査作業中に爆発が起き、従業員2人が顔などにやけどをして病院に運ばれた。命に別条なし。

愛知県東海市の新日本製鉄名古屋製鉄所で昨年9月、ガスタンクが爆発し作業員17人が重軽傷を負った事故で、東海署捜査本部は、業務上過失傷害の疑いで、同製鉄所の保守点検の担当者ら数人を来週書類送検する。

タクシー運転手の夫が心筋こうそくて車内で死亡したのは過労が原因として、妻が岡山労働基準監督署長に遺族補償年金の不支給処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、広島高裁岡山支部は、過労死と判断し請求を認めた。

12/13 午前9時ごろ、東京都荒川区役所別館2階の倉庫で、荒川区保護課職員が、生活保護の男性にカッターナイフで刺され軽傷を負った。

午前10時30分ごろ、和歌山市の東和合成の工場で、有毒の亜硫酸ガスが漏れ、隣接会社の従業員4人と住民2人が軽傷。

午後8時20分ごろ、さいたま市緑区のド

ン・キホーテ浦和花月店が火災でほぼ全焼。従業員3人が死亡、男性1人が重傷、消防隊員の男性、従業員ら計8人も手当てを受けた。

12/15 午前8時50分ごろ、静岡県福田町の有機化学工業製品の製造販売ケイ・アイ化成の工場で、水素化ナトリウムを混合器に入れる作業中に出火し、男性作業員4人がやけどを負った。

北海道内の炭鉱でじん肺になった患者79人が国に損害賠償を求めた札幌高裁の控訴審で70人が和解、国が和解を拒否した患者9人の判決では、国に和解案に沿った支払いを命じた。民法の除斥期間の起算点は最終の行政上の決定日か、じん肺での死亡の日とすべきとした。

12/16 真夏に冷凍冷蔵車で作業をした運送会社の従業員の急死で、妻が労災保険の不支給処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が、東京高裁であり、原告側が逆転勝訴した。原告側弁護士が同様の気象条件下で同じ作業を行い、血圧が急上昇したとの証拠が決め手となった。

12/17 東京電力、福島第1原発5号機で、関連会社の男性作業員が、定期検査の炉水浄化装置のポンプの組み立て作業後に手袋などを外した際、誤って手袋が顔に触れたために、放射性物質を体内に取り込んだ。放射線量はわずか。

午後8時半ごろ、京都府久御山町の自動車解体工場で、クレーンのフックが外れ、解体された荷台が落下、乗っていた社員が死亡。

京都府丹波町の浅田農産船井農場で今年2月、鳥インフルエンザで鶏が大量死した際、鶏舎の消毒作業などに当たった関係者5人の血清から、ウイルスの抗体が検出されていた。

12/18 午前0時5分ごろ、滋賀県志賀町の国道161号で、電話工事作業の会社員が、乗用車にはねられ、1人は死亡1人が意識不明の重体。

午前7時10分ごろ、千葉県市原市の県道脇の工事現場で、無人のダンプカーが下り坂を走り出し、ダンプの運転手がひかれ外傷性ショックでまもなく死亡した。

12/25 厚生労働省のまとめによると、昨年1年間で、「労災隠し」が全国で132件に上り、労基署が調査を強化した1991年以降、最多だった。

12/27 午前10時半ごろ、大阪市鶴見区のワイヤーテクノの工場で、一酸化炭素中毒で作業員ら2人が倒れ、うち1人は死亡1人も重症。

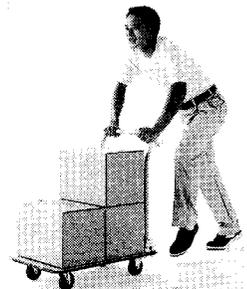
12/28 福島県いわき市の松村総合病院で03年10月、MRIが爆発し8人が負傷した事故で、いわき中央署は業務上過失傷害容疑で、東芝メディカルシステムズの社員ら6人を書類送検。

12/29 99年9月に自殺した東京都立府中病院の部長について、地方公務員災害補償基金東京都支部は、公務災害と認め遺族に通知した。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グリーン/黒	ウエスト 骨盤回り	56-65	65-85	85-100	100-110	-
			- (ツートン)		64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259